

令和2年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和2年6月30日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 16時52分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 中村 香	委員 高橋 美里
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝

【出席職員】

教育次長 石井 宏之	
教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 水澤 邦紀	
職員部長 石渡 一城	
学校教育部長 森 有作	
健康給食推進室長 鈴木 徹	
総合教育センター所長 市川 洋	
庶務課長 榎本 英彦	
庶務課担当課長 瀬川 裕	
教育政策室担当課長 二瓶 裕児	
指導課長 細見 勝典	教職員企画課担当課長 川合 健一
指導課担当課長 濱野 雄功	教職員企画課課長補佐 石田 隆由
指導課課長補佐 小嶋 健司	庶務課経理係長 桑原 佑輔
カリキュラムセンター担当課長 宮嶋 俊哲	教職員人事課担当課長 田中 克義
カリキュラムセンター指導主事 鷓木 朋和	健康給食推進室担当課長 大塚 裕司
カリキュラムセンター指導主事 山中 美奈子	健康給食推進室担当課長 北村 恵子
指導課担当課長 猫橋 則文	指導課担当課長 高山 深紀世
指導課指導主事 國廣 隆之	指導課指導主事 近藤 春樹
健康教育課長 日笠 健二	

調査・委員会担当係長 長谷山 大介
書記 間山 篤史

【署名人】

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 10名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第13号は人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と石井委員にお願いいたします。

6 請願審議

【小田嶋教育長】

それでは、最初に請願審議に入ります。

「請願第2号 貴委員会が『高校日本史A（実教・日A302・309）』を不採択とした決定を撤回し、各校の実態に即した、公正な教科書採択を求める請願」について審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

ただいまから10分程度でお願いいたします。

それでは、どうぞお願いします。

【請願者】

それでは、よろしくをお願いいたします。請願者の丸山と申します。本日は請願者を代表して意見陳述を行います。

このたびは陳述の時間を取っていただき誠にありがとうございます。私たちは、今回問題となりました2014年、2016年の決定の際には、私が橘高校全日制、もう一人の請願者、畑山が高津高校定時制の地歴公民科教員としてこの問題に関わっていました。私たちは、2018年3月の再任用終了まで、その決定に対する疑問を提起し、説明を求め続けてまいりましたが、十分に納得のいく説明をいただくことはできませんでした。私たちが現職時代には解決できなかったこの問題は、その後も継続し、表には現れませんが、現在も不公正な状態が残っているというふうに考えております。

川崎市における公正な教科書採択を取り戻すためには、その審議過程の情報の公開を進めるとともに、何より、その問題の根本にある2014年と16年の決定を撤回していただくことが必要であると考え請願いたしました。

まず、2014年における当該教科書採択に関する検討の仕方に、次の2点の問題があったと考えています。

第一に、その決定を導いた当時の教育委員会の議論は、教科書の一部のみを取り上げて検討した結果、出されたものであったということです。「請願の詳細な理由」「(Ⅲ)」に述べましたが、私たち現場の教員は、採択候補教科書の選定に当たっては、貴委員会の決定した採択方針に基づく調査研究の上、採択候補を決定し、報告書を提出します。その報告書には、「内容」と「構成・分量・装丁」と「表記・表現」という3つの観点による調査研究報告の記載が求められています。

それは、当然のことながら、教科書全体を対象にして総合的に検討するものと認識しております。しかし、2014年の貴委員会では、220ページほどの教科書のうち、約20ページ分に当たる「私たちの時代と歴史」「近代の追究」「現代からの探究」の3項目のみを対象とした議論が行われていました。選定審議会からの補足意見とも異なり、また、教科書の中心的内容である本文を全く見ることなく検討した結果が「実教・日本史A302」の採択をしないというものでした。

その上、次の年、2015年の貴委員会では、「実教・日本史B304」の採択を決定しましたが、この「304」の教科書は、前年不採択とした「実教・日本史A302」とほぼ同様の本文を使用して編集されているものです。このことは、2014年の議論では対象外とした「実教・日本史A302」の本文等には不採択とされるような問題はなかったことを貴委員会御自身が認められたことを意味するものであり、2014年の議論の誤りと不公正さがさらに際立つこととなったと考えております。

第2点ですが、文科省は、高等学校の教科書採択の方法として、「各学校の実態に即して行う」と説明しています。これは教科書を採択するに当たって当然踏まえらるべき原則だと思いますが、このときの議論においては、「川崎市の生徒が学ぶに最もふさわしい教科書を選ぶ」ということが掲げられ、現場から提出された調査研究報告書などをはじめ、現場の実態に配慮した検討は全くありませんでした。

以上が検討の仕方に関する主な問題だと考えております。

次に申し上げたいことは、2014年ないし2016年のことをなぜ今請願するのか、ということですが、教科書採択の権限は教育委員会にあるとのことですが、そうであるならば、その判断に対する説明責任は果たされるべきだと考えます。私たちは現場の教員として、指導課の担当者への質問や指導主事の主催する地歴公民科の研究協議会など、様々な機会を捉えて教育委員会の判断についての説明を求めてきましたが、回答は「議事録を見てほしい」あるいは「回答できる立場にはない」といったものでした。

さらには、校内では、教科会として「実教・日本史A302」ないし「309」を採択候補の第1候補に挙げても、学校長を長とする「校内採択候補検討委員会」の段階で、教科会の決定に反して、採択候補教科書が差し替えられてしまうという事態が続いております。その際には、学校長からは、「議事録を読んだがなぜ309がダメなのかわからない」とか、「実教・日本史Aの教科書を見ていない」とか、「教育委員会が認めていないものが通るはずがない」といった趣旨の発言もありました。学校長といえども、専門外の内容であり、教科教育の内容に関わる議論はできませんから、そのような発言にならざるを得なかったのかと思います。

「教科書採択」という、優れた専門的な立場から考えられなければならないことを、その内容について検討することもなく、既に決められていることだから、という形式的な判断にとらわれ、進められていることは、決して教育的であるとは思えません。

2014年、2016年の貴委員会の決定があるからこそ、現場では「実教・日本史A309」を希望できないと認識し、希望しても学校長はそれを認めるわけにはいかないと判断してその希望を押しとどめております。そうした状況は問題ある決定が検証されないまま永遠に存在し続けることとなります。ですから、2014年、2016年の貴教育委員会の決定を撤回していただき、現場には、今後は「実教・日本史A309」を採択候補の第一候補とすることが可能であることを周知していただきたいと考えております。

第三には、情報の公開を進めていただきたいということです。特に、2014年においても

2016年においても、「教科用図書選定審議会」が貴委員会の不採択の決定を導く役割を果たしておりました。しかし、その会議の傍聴は認められていません。後ほど入手した会議録を見ると、あまりにずさんな会議運営がされていることに驚かされました。毎年確認される教科用図書の採択方針では、「外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることがないように」と定めています。そのためにも一層の情報公開が必要だと考えています。

最後に、教科書の内容に関わって意見を述べさせていただきます。2014年、16年の会議録から、当時の教育委員の方々がこの教科書にどのような問題を感じて不採択という重大な決断を下したのかを読み取ると、主には、当日の委員会で議論の対象とされた「3つの内容項目」における記述内容が、量的にも質的にも「偏っている」、あるいは「多面的・多角的ではない」と判断されてのことかと思われまます。

私たちの請願文の「詳細な理由」(IV)に詳述しましたように、「実教・日本史A302・309」の「3つの内容項目」の記述は、大日本帝国の進めた戦争政策や植民地化といった歴史を重視して書かれており、そこで取り上げられた題材は、3つともそのテーマを意識して選ばれています。そのときの教育委員会の方々は、そのことをもって質的にも量的にも「偏っている」から「川崎の生徒が学ぶのに最もふさわしい教科書とは言えない」と結論づけられたと思われまます。しかし、川崎市は昨年、全国に先駆けて「ヘイトスピーチをなくす」条例を制定し、多文化共生のまちづくりをさらに進めました。そのまちづくりを支える人権尊重、多文化共生の教育にとって、戦争や植民地化といった問題をはらむ東アジアの近年の歴史をしっかりと学び、認識を深めていくということは不可欠なことであると思ひます。その学習の充実を考えたとき、「実教・日本史A309」が現行7種類の日本史Aの教科書の中で唯一、「川崎の生徒にふさわしくない」と除外される教科書とは到底思えまません。

ぜひとも本請願の採択をお願いしたいと念じております。

以上で意見陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考とさせていただきたいと思ひます。

では次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【細見指導課長】

それでは「請願第2号 貴委員会が『高校日本史A（実教・日A302・309）』を不採択とした決定を撤回し、各校の実態に即した、公正な教科書採択を求める請願について」御説明いたします。

はじめに、「請願の趣旨」1. 2014（平成26）年8月17日に開催された貴教育委員会において、橘高校（全）と高津高校（定）の2校が採択候補に選定しました『高校日本史A（実教・日A302）』を採択しなかった決定、ならびに2016（平成28）年9月21日に開催された貴教育委員会において、橘高校（全）が採択候補に選定した『高校日本史A（実教・日A309）』を採択しなかった決定の撤回を求める」ことについてでございますが、実教出版「高校日本史A、日A302」に関わる経緯について御説明いたします。

日A302につきましては、平成26年度、橘高等学校全日制と高津高等学校定時制が採択候

補といたしました。平成26年7月22日の「第3回川崎市教科用図書選定審議会」において、「日A302」には国旗掲揚、国歌斉唱について「一部の自治体で公務員への強制的動きがある」という記述があることや、他の自治体の不採択の動き等の説明がありました。

平成26年8月17日の教育委員会臨時会におきまして、指導課長が「日A302」について「様々な方面で議論を呼んでいるため、教育委員会で議論・検討して、生徒にとって最も適した教科書の採択を要望するとの補足意見が答申されている」と説明しました。

その後、当時の教育長から、「日A302」について「記述が一方的ではないか、こういう議論を呼んでいる」と説明があり、「本市の審議会の答申におきましても、こうした点を踏まえまして、答申に補足意見として出された」との説明がありました。

当時の教育長からは、この記述1つだけをもって、この教科書の適否、採択の是非というものを考えていくのではなく、当日の小学校教科書採択でも大切にされた「川崎で学ぶ生徒にとって最も適した教科書を選ぶということ」「本市の教育が大切にしている点」を踏まえ、「この問題につきましても、高校の新しい指導要領の趣旨を踏まえていくということ、そして本市の小学校・中学校の社会科学習からの発展、つながりといった面から考えるということが大切」と説明がありました。

当時の教育長の発言を踏まえ、学習指導要領日本史Aの改訂の要点である「歴史を考察し表現する学習の重視」が示され、ここでは「私たちの時代と歴史」「近代の追究」「現代からの探究」の3つの内容項目で、言語活動の充実や学習内容の確かな定着を図ること等が示されていることが確認されました。

また、複数の委員の発言にもありますが、この日に行われた小学校の教科書採択でも重視していた「多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方・考え方を成長させる」という視点や、当時の教育長の、高等学校にも「こういった社会科教育を行っていく上では共通する考え方を持ってもらいたいなというふうに思います」という発言から、これらの視点を踏まえて、「日A302」を検討していくことになりました。

そして「歴史を考察し表現する学習の重視」という改訂の要点を具体化した「私たちの時代と歴史」「近代の追究」「現代からの探究」の3つの項目について、「多面的・多角的」「公正な判断」といった視点で検討が行われました。その上で「日A302」は不採択となりました。

次に、実教出版「高校日本史A 新訂版 日A309」に関わる経緯について御説明いたします。「日A309」は「日A302」の新訂版でございます。「日A309」につきましては、平成28年度、橘高等学校全日制が採択候補といたしました。「日A309」では、国旗・国歌に關しまして「一部の自治体で公務員への強制的動きがある」という記述は削除されております。

平成28年9月21日の教育委員会臨時会で、当時の教育長から、「教科用図書選定審議会」の答申に「日本史の教科書について、本市の選定の基準、方針に基づいて公正な判断で採択をしてほしい、という意見が一緒に合わせて付け加えられている」という発言があり、これを踏まえながら審議を行う旨の発言がございました。

そして、当時の教育長から採択の議論について確認するために「本市の採択方針、学習指導要領の改善の具体的事項、そして社会科の教科用図書の採択で重視してきたことなどを踏まえまして、今回の採択におきましてもこれまでと同様に、学習指導要領の改訂の要点であります、『歴史を考察し表現する学習』を重視し、この立場から内容を確認して」採択する旨の発言がありました。

これを受けまして、検討において「歴史を考察し表現する学習」の項目である「私たちの時代と歴史」「近代からの追究」「現代からの探究」について各教科書を検討することとなりました。

橘高等学校全日制が採択候補としている「日A309」についての検討では、「日A302」と比較していき、「歴史を考察し表現する学習」の3つの項目で取り上げている内容について、「日A302」と「日A309」はほとんど変化がない、という検討が行われました。また、橘高等学校全日制が「日A309」とは別に選定候補として挙げている東京書籍の「日A308」についても検討が行われました。この、「日A309」と「日A308」について、比較しながら検討が行われました。検討の結果、橘高等学校全日制は「日A309」ではなく、「日A308」を採択することとなりました。

以上が「日A302」「日A309」に関わる経緯でございます。

教科書の採択の権限についてでございますが、平成26年8月30日の教育委員会臨時会で指導課長から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条で『教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。』と規定され、同条第6号において『教科書その他の教材の取扱いに関すること』と規定されております。したがって、教科用図書採択につきましては、教育委員会の職務権限と位置づけられています」と説明がありましたので、改めて確認させていただきます。

続きまして、「請願の趣旨」「2. 上記1. 以来続いております高等学校教科用図書の採択をめぐる不公正な状態を改め、今後、各校が『高校日本史A（実教・日A309）』を採択候補の第1希望とすることを妨げないよう、措置を講ずることを求める」ことについてでございますが、資料1「令和2年度 高等学校における教科用図書の採択手順」をごらんください。こちらは、今年度の高等学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。

一番下の四角囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。左側の「校内調査研究会」は、各校において、それぞれの教科について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。この「校内調査研究会」は、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。例えば、国語でいきますと、国語という教科の中には、現代文、古文、漢文に関わる教科書がありますが、それらに関わる国語科の教員が全員で調査研究する会でございます。

そして、この「校内調査研究会」では、各校の目指す生徒像や身につけさせたい力等を、教科ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成するとともに、各校において採択するのにふさわしいと考える教科用図書を複数選ぶとともに、その教科用図書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。

一番下右側の「調査研究会」は、市立高等学校全校の中から、教科ごとに選任された調査研究員で構成されておまして、各校が選定し候補とした全ての教科用図書について、独自の視点で調査研究を行い、⑤で「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。

次に、「校内採択候補検討委員会」でございますが、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命しており、構成するメンバーの人数といたしましては、今年度は各校の状況に応じて7名から19名で構成をしております。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び「調査研究会」の報告を基に、「校内調査研究会」において選ばれた複数の教科用図書の中から、当該校で採択候補とする教科用図書1点に丸印をつけた採択候補一覧を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で「教科用図書選定審議会」に提出いたします。

審議会では調査研究会等の報告を参考に審議し、⑦でその審議結果を教育委員会へ答申し、教育委員会では、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審議し、最終的に教育委員会の権限と責任のもと、教科用図書を採択いたします。

このように、高等学校におきましては、採択するのにふさわしい教科用図書を「校内調査研究会」が複数選び、その中から、校長を長とした「校内採択候補検討委員会」が、学校の判断として1点を選んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、採択方針を全校に通知するとともに、調査研究会や市立高等学校の全校長宛てに採択手続の適正化に努めるよう周知したところでございます。

次に、「請願の趣旨」「3. 川崎市における教科書採択をより公正に進めるため、川崎市教科用図書選定審議会の審議を公開し傍聴を認めるなど情報の公開を進めることを求める」ことについてでございますが、資料を1枚おめくりいただき、2ページの資料2「川崎市教科用図書選定審議会について」をごらんください。

「1 審議会の概要」でございますが、「川崎市教科用図書選定審議会」は、「川崎市附属機関設置条例」に基づき設置しているものでございます。設置条例の別表第2におきまして、選定審議会の所掌事務として、「市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。」と規定されております。

次に、「2 川崎市教科用図書選定審議会を非公開としている理由」でございますが、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第4号では、市の機関が行う事務又は事業に関する事項であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる」と規定されているところでございます。

教科用図書の採択は、世間一般に広く関心が寄せられております。審議会を公にすることで、発言者の特定が可能となり、場合によっては、発言者が誹謗、中傷、いやがらせ等を受けることが考えられます。発言者が自由に活発な議論をすることができなくなると、教科用図書選定事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、公開・非公開について審議会に諮り、非公開として開催しているところでございます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

教育委員の皆様方には、事前に教育委員会の議事録また「教科用図書選定審議会」の議事録に目を通していただくとともに、教科書のコピーのほうも参考に目を通していただいていると思います。

それでは、御質問や御意見があったらお願いしたいと思いますが、非常に「主な理由」また「詳細な理由」で、当時の議論や審議が細かく述べられていますが、いくつかちょっとポイントを絞って御意見等を伺っていきたいと思います。

はじめに、平成26年、28年の議論において、「本文等を視野の外に置いて検討する」というところでのお話があったと思いますが、その部分での御質問や御意見がありましたら、よろしく申し上げます。

高橋委員。

【高橋委員】

会議録とか教科書ですとか、いろいろ読ませていただきました。私も2回、教科書の選定を行っていますので、そちらの経験も踏まえて考えたことを述べます。

審議会からの脚注についての御意見があって議論が始まったということは会議録を読んでよく分かったんですけど、自分が参加している、教科書を選定する教育委員会も、自分が傍聴したり資料を読んだりした、選定していたときの教育委員会も、いわゆる政治的な話というんですか、そういう脚注ですとか、ある特定の問題をどのように記述しているかとか、入れているか入っていないかとか、そういうことではなくて、その教科書が川崎で学ぶ児童や生徒たちにとっていい学びができるものであるかというところが根底に流れてずっと選定をしてこられたんじゃないかと、何十年も見ているわけではないですが、自分が調べた数年の間は、そういうポリシーでずっと話し合われていたんじゃないかと思います。

その点で、26年の会議で脚注についての御意見を審議会で頂いたんだけど、そこだけで決めるものではないとした教育委員会の御判断は、私もすごく納得できますし、自分は今も選定している立場ですけど、常にそういう、こういう言い方はあれですけど、外野というか、大人のそういう意見でなくて子ども目線というところでの議論ということで、そういう流れになったのはすごく納得が이었습니다。

3点に絞ったということについてなんですけれども、「平成27年度使用教科用図書調査研究報告書」と、学校単独ではなく出されているこの資料に、それぞれのいろんな出版社のものが書いてあるものを読んだりもして、ただ、指導要領を読んだところ、3点に絞られた部分が新設をされたところで、そのときは大きな改訂が2つあって、日本史Aは3つの項目の新設と、たしか近代史か何かの構成の整理というんですかね、書き方の整理という2点が日本史Aでは大きな変化で、日本史Bも同じように、前にあったんだけど、日本史Aのように考えさせるようなものを新設というか発展的に変わったものと、構成の変更というような同じようなところがそのときの大きな改訂として書いてあったので、やはり教育委員会としても、大きな改訂で、かつ新設されたというものですので、非常に教科書会社さんの考えですとか、そういうものも、いろいろなものが出ているところだと思いますので、そこに焦点を当てたというところは妥当なことだったんじゃないかなというふうに考えました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

指導要領の改訂のポイントのことですとか、子どもが学ぶ側の立場、子どもの立場からの視点で議論を振り返ったときに納得できたということでございました。

ほかにはいかがでしょうか。

今の高橋委員の御意見について賛同されるか、あるいはまた違った視点、そういった部分でいかがですか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

当時の審議会からの答申に真摯に教育委員会として応えて審議がされております。当時、5社分のづくりもほぼ一緒、あるいは全社を比較して公正な判断がなされているのではないかなというふうに私も感じておりますし、今、高橋さんがおっしゃったように、重要なポイント、3つの項目について、さらに様々な角度から取り上げて考察するというので、私としても妥当な判断であったというふうに考えます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

私、議事録のほうも読ませていただきましたけれども、方向として、全体的にどの教科書もいろんな要件を満たす教科書だったんだと思います。その中で、特に異なる部分を比較検証した結果、先ほどの該当部分というものが比較されたのかなというふうに読めました。

それからですけれども、川崎の子どもたちにとって一番よい教科書というのはどういうことかというのは、今、教科書採択の準備をしながらも本当に常日頃考えていることなんですが、多様性という観点から、いろんな考え方であるとか、いろんな意見を中立的に見られるような、自分の考えを持って判断するような、判断の仕方を学べるようなことというのが非常に大事なかなというふうに思っております、事実を記載されていること、それからその中で自分はどういう観点からどういう意見を持っているのかということを考えられるような、そういった情報の提供であることということが非常に大事かと思えます。そういう中で、教科書の記述のバランスというものがどこかに特化するものではなくて、いろんな観点からバランスよく構成されているということが非常に重要だという観点で、当時選ばれているのだなというふうに私は思いました。最初の、何でそれが選ばれたのかという関してはそういう見解を感じております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
バランスという言葉がありました。ちょっとバランスのよさという部分に注目しているんじゃないかということで、岩切委員はそういったところで納得できているということだと思います。
ほかにはいかがですか。
岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

私も、今まで各委員がお話くださったことに、さらに授業の中で小中高の学びの連続性という、市立高校として小中高の学びの連続性というこのポイント、それから、多面的・多角的な見方、考え方を育てていくことを重要視するというのはとても賛成でございまして、その視点に立っても、これは妥当なものであるというふうに考えております。
以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

委員の方に御意見を伺いましたけど、少し私のほうでまとめさせていただきたいと思いますが、まず、指導要領の改訂の重要なポイントの一つである「歴史を考察し表現する学習の重視」そこをポイントとして3つの内容項目、「私たちの時代と歴史」「近代の追究」「現代からの探究」そこを中心に議論していくということと、今ありました小中高の学びの連続性、そういったことをポイントにしていくということを各委員の中で確認した上で、各委員がそれぞれ自分の考えを述べられて、最終的に判断しているということで、その判断は適正であったのではないかというふうに捉えられておりますが、そういう判断でよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、初めのポイントについてはそういうことでまとめたいと思います。

続きまして、「教科用図書選定審議会の議論のあり方」ですとか、「教育委員会の答申との関係性に欠陥がある」というような御指摘もありましたが、最終的には「審議会を公開することにしてほしい」という御要望だったと思いますけど、その点について御質問や御意見があればお願いします。

中村委員。

【中村委員】

自由闊達な議論をするために非公開というのは分かるのですが、多分、市民の方々からすると、どのようなことが行われているのか見えにくいところが問題だと思うのですね。ですから、具体的にこの審議会がどのように行われているのかとか、答申はどうなっているのかということをお説明いただきたいです。

【小田嶋教育長】

先ほどの事務局からの説明で、審議会の所掌事務として「教科用図書の選定に関して調査審議すること」、そういうことで説明があったと思います。その中身がやっぱり分かりにくいということかなと思うんですが、実際の行われている話し合いですとか、答申の在り方とか、その辺の質問ということよろしいですか。

では、よろしくをお願いします。

【細見指導課長】

「教科用図書選定審議会」の関わりについてでございますけれども、ここでは教科書選定に関する調査審議を行っている、ということでございますが、ここで各教科書の優劣をつけるとか、ここで採択するというものではございませんで、各学校の、先ほど申し上げました「校内調査研究会」で調査研究された結果を受けて、またその研究会で作成した資料の中身を内容を、公平、公正性など意見交換など行いまして、そこでこういうところは修正があるのではないかとか、そういう意見を出し合って決めるというような流れでやっています。

また、基本的な教科書選定に関わる考え方について意見を出し合ったり、その時々教科書検定において話題になった事項などが出ましたら、その中で、そういうことに関しても意見交換をしているということがございます。

また、平成30年度からになりますけれども、選定審議会の委員の皆様が発言しやすいように、始まった後、全体で話し合う前に、分科会の形で、分けた形で、学識経験者、保護者、学校教育関係者のような形で話し合いました意見を出し合って、そういう形で最後全体をまとめるというように工夫をして、全体会で御報告するような流れも行っております。

最後、全体を通しての意見につきましては、答申の際に口頭で伝えるとともに、教科書採択の場におきましても指導課長から報告していると、そのような流れになっております。

以上であります。

【小田嶋教育長】

中村委員、よろしいでしょうか。

【中村委員】

分科会というのは、とてもいいことだなと思っています。というのは、私は大学教授をしまして、私がいるとしゃべりにくい人が結構いるみたいなので、やっぱりいろんな立場でそれぞれが自由闊達に意見を言える場を設けるということはとても大事だなと思っています。

教育委員会の役割というのは、政治的な中立性と、あと継続性と、もう一つは市民の声をちゃんと吸い上げていくことだと思うのですけれども、そういう点ではちゃんとやっていただいているのかなという気がしました。

最後にちょっとおっしゃっていたのは、「答申を口頭で」とおっしゃっていたような気がするのですが、ぜひ私は、そういうものは書類にさせていただいたほうがいいのかなと思います。そうすると、書類は公開できますけれども、それが口頭だからちょっと見えにくいところがあるのかなという気がするのです、その辺はいかがでしょうか。

【細見指導課長】

委員がおっしゃるように、見えにくいところというところもありますので、今後の進め方につきましては、口頭ではない形で、どのような形ができるかというのは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

【小田嶋教育長】

調査審議の答申は、各学校から、あるいは研究会から出てきた資料の妥当性等について、それを答申という形で渡しているんだと思うんですけど、審議会の中で出てきた主な意見等を口頭ではなく、文書できちっと答申に際して提出すべきだという御意見で、それを考えるということによってよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

請願書のほうに、「貴教育委員会と選定審議会の答申の関係や選定審議会の議論のあり方に公正さを欠くと言わざるを得ない欠陥が存在していました」と書いてあって、請願の中に、審議会のほうで意見が出てないところを議論したんじゃないか、というようなことが書いてあったと思うんですけど、逆に教育委員会が審議会の話題になったことしか議論しないのもおかしな話で、私は保護者委員なので専門家ではないので、専門性があるかないかで教科用図書を選定するということが決まってしまうのであれば、私はたぶん選定することの、資格がなくなってしまうと思うんですけども、その専門、いろんな立場で教科書を読んでいくというところ、それから、もちろん選定審議会の御意見もお聞きし、かつ、教育委員がそれぞれの目で見えて考えたこと、気づいたことを審議していくというのがあるべき姿だと思うので、そこのところは、審議会と教育委員会の関係として、自分はそういうふうには思っているということはお伝えしたいと思います。もちろん審議会の意見も聞くし、自分が気づいたり考えたことも、ほかのことも議論していきたいとか、これからの教科書選定に関する教育委員会でも、そういうふうによく考えていくように心がけていきたいと思っています。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

審議会からの意見を教育委員会として受け止め、またそれに基づく部分もあるし、さらに幅広く議論もしていくし、また逆に、こちらから教科書採択に関わる何か議論を審議会でもしてほしいということがあれば、そういうものも出していきたいということで、そういった関係性にあるということの捉え方でよろしいですか。

もうお一方ぐらいいかがでしょうか。

特によろしいですかね。

それでは、今の点につきましては、先ほど資料2で審議会の位置づけ等も説明していただいたとおりだと思うんですが、今、二つ御意見があったような中で、適正に運営されているものと考えますし、また限られた回数、時間の中で、議論が活発に行われることが大切ですので、発言者が心理的圧迫を感じるようなこともなく、自由闊達に議論するために非公開としているということを、皆さん御了解いただいている部分だと思います。そういう形で審議会の動きについては考えていきたいと思っています。

続きまして、「校内採択候補検討委員会」で「採択候補の第1希望が差し替えられてしまう」というようなお話がありました。その部分についてはいかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

請願の7ページのところに、各教科からの専門的知見や意見が反映されないというように書かれているものですから、その辺を明確にしたいと思うのですが、校内採択検討委員会」というのは具体的にどのような形で行われているのでしょうか。その辺を教えてくださいませんか。

【小田嶋教育長】

「校内採択候補検討委員会」の具体的な構成とか内容ということですよ。

【中村委員】

はい。例えば社会、歴史とか、専門の先生が意見を出してきますよね。その教科の専門家として意見を出してくださる。それは大事なことだと思うのですが、それが「校内採択候補検討委員会」で、どういうプロセスを経て上に上がってくるのでしょうかということです。

【小田嶋教育長】

ではその点についてと、あと、請願の中に当時の教科の担当がその中に入っていなかったという当時の状況も指摘があったと思いますけど、今どうなっているかということも含めてお願いします。

【濱野指導課担当課長】

まず、現在の状況なんですけれども、今年度の「採択候補検討委員会」、校長が任命するという形なんですけれども、各校とも、管理職や校内取りまとめ役、それと教科代表というようなメンバーで、人数は差がありまして、全日制は10名以上がいるんですけれども、定時制の場合7名とか8名という形で現在は構成されています。

請願にありました平成27年のときのことを御説明させていただいたんですけれども、このとき、確かに管理職と取りまとめ役、教科主任等の6名で構成されていました。どのような形で行ったのかを聞いたところ、その6名が教科ごとに、教科の先生からヒアリングを受けて、どの教科書を選びたいかという話を全部聞いた上で決定しているということで、教科の意見を反映しているというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

現在はどうでしょうか。

【濱野指導課担当課長】

現在は、各校とも教科代表が含まれているような状態で、メンバーが構成されております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【中村委員】

ちゃんと専門性が活かされているという理解でよろしいですね。それから、生徒を育てる、生徒を人間として見ていかなきゃいけないわけですね。学校としてどういう教育をしていくかということ考えると、教科の専門性に、学校の方針とか考え方も必要になってくると思うのですが、その辺にそごが生じると難しいことになると思うのですが、どういうふうにやっていまするのでしょうか。

【濱野指導課担当課長】

以前は、資料1のフロー図によりますと、一番下の「校内調査研究会」に当たる部分から直接

審議会に提案されることがあったんですけれども、平成27年度に「校内採候補検討委員会」を設置いたしまして、学校として責任を持って採択を行うこと、この際、教科に関係なく、教科横断的に考える。また、その間、審議会のほうからもっと分かりやすいような資料が欲しいということもありまして、複数挙げて、どういうものを挙げているのかとか、各校の育てたい生徒像というものをどんどん資料に挙げるようになりまして、平成30年からこの資料1にある形を取っているんですけれども、左側の「校内調査研究会」、いわゆる各教科の、例えば国語の先生が国語の教科書こういうのを使いたいという資料を出します。その右側、「調査研究会」というのは、市立高校の国語の先生でできている委員会のほうで、教科目線として国語の教科書はこういう教科書である、その二つをもって「校内採候補検討委員会」のほうで学校として育てたい生徒像を描き責任を持って採択すると。その際、④のところの下から2行目に「教科用図書採択の観点」というものを提出するようにはしていただきました。これは、教科ごとにつけさせたい力等を書いていただいて、それに合った教科書を選んでいきますということで、それらの資料を基に学校として責任を持って教科書を選んでいただくというような形に現在しております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

実は、私は高等学校の教員の経験がございまして、何十年も前になりますけれども、私も国語科の教員として国語の教科書の選定を校内でやっておりました。その経験等を踏まえたときに、請願2号のところで示されています資料1のこのフロー図はとてもよく練られているなというふうに思います。私、当時思っていて、こうだな、ああだな、と思うようなところも反映されておりますので、とてもいいフロー図ができているなというふうに思っております。

その現場の経験からしますと、やっぱり現場の先生方の声というのはとてもやっぱり大切にしていきたいというふうに思います。ただしというのがあって、私は国語でしたが、国語のみに限らず、様々な教科書について職員で議論した経験がありまして、そういったときにみんなですべてやっぱり考えていくのは、教育の在り方、教育をどういうふうに捉えていったらいいのかということで様々なお考えの方がいらして、その中で話していく中で、1つ「政治的な中立性というのはやっぱりコンセンサスとして大切なものであるね」だとか、そういったことを議論した記憶がございまして。その議論が永遠と続いて夜遅くまで語り合っていたという経験があるんですけれども、現場の声をできるだけ大切にしていきたいと同時に、政治的、教育上の政治的中立性と同時に、例えばここに高橋委員がいらっしゃるように、小中高の流れということを考えてときに、例えば保護者の代表としてこういう考えがあるんだというのも、やっぱり当然反映されなければいけないというふうに考えているところであります。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

今、教育の政治的中立性みたいなお話もあったので、ちょっとそのことは後で少し私も触れた
いとは思っていたところなんです、今、いくつかの御意見の中で、やっぱり育てたい生徒像を
明確にして、つけさせたい力を明確にして、学校全体での議論ということになるのかと思いた
すが、平成26年度以降、こういった議論を通して、やっぱり川崎市が重視しているという考え方
について、市全体でもそうですし、各学校の中でもある程度共通認識ができています。思
います。そういう認識の下で各「校内採択候補検討委員会」での検討がなされているのかなど。教科会に
おいても教科全体でそういった部分というのを十分考えながら候補を挙げていただいていると思
いますが、そういった過程で、教科会の考えと学校全体と異なるということもあり得ると
は思うんですけど、そういった部分も教科会の考えにおいては校長との議論が行われることもあ
り得ると思いますが、校長が責任者として、今までのこういった議論に基づいて話し合いをして
いるものというふうに考えているところです。

今年も、今フロー図ですとかの評価も岡田委員からございましたが、今年度も4月の教育委員
会会議で採択方針を決定した後に、各学校には文科省の通知とともに公正な教科書採択につい
ての通知をしていますし、教育委員会の担当者が校長会に出向いて改めて説明などもしているとい
うことで、そういった手続等をきちっとやっていただいているというふうに考えられるかなと思
いますが、そういった考えでよろしいでしょうか。

それで、今、「現場の声を大切にすることは」ということで岡田委員から話があったんですが、
そのことにつきましては、私も、この8月には今度中学校の教科書採択が控えていますし、来年
度は高校のほうで新学習指導要領に対応した新しい教科もできますし教科書も新しくなると。そ
このところでまた議論が出てくると思うんですが、「現場の声を大切にすること」について、
ちょっとここでいい機会なので、皆様方の意見も聞いてみたいと思うんですが、いかがでしょ
うか。

今、岡田委員のほうからは、やはり現場の意見はしっかり聞いて、大切にしてほしいとい
うことでよろしいんですね。

【岡田教育長職務代理者】

実際に教科書を教えていくに当たって、目の前の子どもたち、生徒さんと教員とのやり取り、
それから生徒さんの状況を一番よく分かっているのは教員でございますので、そういったところ
を踏まえてという、そういう趣旨の発言です。

【小田嶋教育長】

そういった視点で各委員の皆さんから御意見があれば、お聞きしたいと思います。
岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

当然のことながら現場の方たちが一番いろいろなことを存じているので、そういった意見を反
映するというのは当然のことかなというふうに思います。それから、先ほど来、採択の手順につ
いての、このフロー図を拝見して思うのは、この「校内採択候補検討委員会」から出されて
くるこの結果というのを、たった一人ではなく、かなり多くの人たちが議論をし合って、たぶん
違う意見が出てくる中で選ばれてきた現場の感覚であったり、一番子どもたちにとっていいもの

を選択されているというふうに思っておりますので、こういったものは非常に重要視していきたいなというふうに私は思っております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。
中村委員、どうぞ。

【中村委員】

私も現場の声というのはとても大事だと思っています。私自身も教員をしていて、目の前にいる学生を自分は分かっているつもりでいるし、一生懸命教えているつもりでもあります。けれども、私に見えない部分というのもたくさんあります。ですから、それぞれの教員の意見、専門性というのはとても大事にしつつも、やはり私も自分が教員をやっているつくづく思うのは、自分には見えないところがあるという反省の下に、いろんな人の意見を聞きながら、その学校として考えていくことが重要なのではないかなということを思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

先ほど審議会と教育委員会の話の中でも申したと思うんですけど、私は保護者委員なので、保護者委員として意見をずっと述べてきたわけですが、もちろん今までも教科用図書の選定に当たっては、現場の先生の御意見を尊重したいというふうに思っておりましたし、これからもそのようにしていきたいと思っています。ただ、今、中村先生もおっしゃったんですけど、私は保護者委員として、もしかしたら先生方に見えない何かを持っている、私の方で見えていることもあるかもしれないので、そういうことはしっかり言っていて、シビリアンコントロールというんですかね、いろんな目で見えていくというところでの役割も果たしていきたいと思います。もちろん学校の先生の意見をいつも大事にするということは心がけていくということです。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
石井委員もよろしくお願いします。

【石井委員】

現場の声は本当に大切だと思っていますし、子どもたちに一番近いところで、日々教育の現場で努力されている先生方ですから、そこは本当にそういった声は非常に大切だと思います。

ただ、学校の中でいろいろな考えもありますでしょうし、教科であるとか、あるいは学校生活の中でも、いろいろな見方とか感じ方とかがあると思うんですね。そういったのは、このフロー図で見ますと、「校内採択候補検討委員会」等が出てきたときに、声の大きい人だけが何か重要視というか、先に出てしまうとか、見えないところがおざなりにされてしまうとか、そういった危

険性が多少なりともあると思いますので、そこは校長先生であるとか、学校全体を見ている俯瞰している方の存在というのも非常に大切だと思います。

ですから、そういった様々な意見をどういうふうにもバランスよく学校として定めていくかということが非常に大切だと思います。ですから、現場の声を大切にしつつ、バランスもぜひ重要視してもらいたいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

皆さん、現場の声を大切にするということは重要だというふうな認識であるというふうにも思います。私ももちろんそういうふうにも思っております。ただ、先ほど岡田委員が「教育の政治的中立性という意味で、そこが大事なんだ」ということをおっしゃっていましたので、その部分というのは本当に大事なのかなと思います。

今回このご意見を頂戴しまして、私も、教科書採択のことをいろいろ考えてみまして、そういった問題の本質がどこにあるのかなというふうにも考えてみました。教科書採択については過去に教科書裁判などで検定制度が問題になったこともありますし、その後も何度か記述をめぐって政治的な動きがあったり、あるいは外交問題に発展したようなこともありましたけれど、この平成24年ぐらいからは、一言で言えば今回の教科書の採択のときの問題もそうだったんですけど、教育における政治的中立ということをもぐる部分なのかなというふうにも捉えています。

当然のことながら、学校教育における政治的中立性というのは教育基本法で定められています。第14条で、第1項では政治的教養は大事にしなきゃいけないということと、第2項で中立性のことが掲げられています。しかし、高校の教科書に限らず、今度、中学の採択もあります。特に社会科の教科書というのが、歴史認識ですとか、政治的スタンスに関わる事柄、いろいろなことがあると思いますが、それを各執筆者、また出版社が何を重視して、どんな観点から歴史を通観しているかということ、事象の取り上げ方が、どこで、本文でか、コラム、側注で取り上げるのか、また、補足説明があるのかとか、詳細説明をどの程度するのかとか、説明の分量とか、資料の提示の仕方とか扱い等について差異が出てきているという事実があると思います。そういったことが直接どこかの政党の支持につながるということではないですから、当然検定を通過しているわけなんですけど、読む人が、これが子どもたちあるいは保護者また我々もそうですが、そういった教科書を通して、一定の主義主張ですとか、政治的な考えですとか、立場を感じるものになる、そういう要素も、そういう部分もあるということも否定できないのかなというふうにも思います。

そういった観点で各教科書を比較してみますと、高校もそうですし、今、中学の社会も、皆さんも今、研究しているところだと思いますけど、そういう色合いの濃い教科書というのはおのずと浮かび上がってきますし、世間でもそういうのが話題に上がってきて、それがまたその濃淡が各教科書の特徴でもあるというふうにも言えますが、教科書採択をめぐってはそういったことが問題になることが今までもあったなというふうにも思います。その濃淡というのは、ご意見の中で審議会の発言で幅があるという言葉が、たしかあったと、触れていたと思うんですけど、そういった幅ということにもつながるのかなと思います。先ほどバランスという言葉がありましたけど、やっぱり大事なものは全体のバランスなのかなというふうにも考えます。

私は国語の教員だったので、特に文学的な文章の読みの授業なんかをやるときに、一人ひとり

の読みというものを大事にしながらか、ほかの人との交流を通して深めたり広げたりして、自分とは違う感じ方、見方をして、それを取り入れていって、自分の読みを広げたり深めたりしていく、そういうのを重視してきましたけれど、国語科に限らず、そういった考え方というのは非常に重要ですし、特に社会科の学習においては、指導者の当然個人の歴史認識とか歴史観とか、政治的スタンスがあるとは思いますが、そういったことがにじみ出ることを極力抑える必要があるというふうに考えていますし、補助教材や資料等をどういうふうに取り扱っていくのかということで、そういった意味で常に政治的中立を意識することが教員、特に社会科の教員には大事なかと考えています。

その辺について、社会科の指導主事の鵜木指導主事のほうで、ちょっと現場での先生たちへのそういった研修とかがどんなふうになっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

【鵜木カリキュラムセンター指導主事】

政治的中立につきましては、先ほどお話にありました教育基本法に定められていまして、非常に大切にされているところです。指導要領にもこのことは記載がされています。例えば、主権者教育担当者会等で毎年行っているんですが、政治的中立の確保について説明なども行っています。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

そういった部分で、教育委員会としてもそこをしっかりと確認したいということですが、ちょっとこのことについて、もし御意見が見あれば一人二人お聞きしたいと思いますが、いかがですか。

【高橋委員】

どこまでお話ししていいのかわからないところがあるんですけど、私も最初、教育委員を引き受けるに当たって、割と社会に対する問題意識とかも高いほうだと思いますし、いろんな社会問題にも考えていることとか、もっと言えば、自分の政治信条だったりとか、主義主張というものも割とたぶん一般的な方と比較すると強いほうなんじゃないかなというふうに自分では思っています。

ただ、教育委員を引き受けるときに、自分のそういう信条とか主義主張と、教育委員として、例えば施策に意見をするとか、評価をするとか、教科書を選ぶということは、やっぱり切り離さなければいけないというのは常にすごく強く意識してやるようにしております。

なので、教科書を選ぶときも、やっぱり一親とか、例えば自分の子どもの身になってとかという視点と、やっぱりいつも心のどこかに自分の政治信条みたいなものがやっぱり無色にはできないので、常に残っていて、そこ葛藤しながら教科書を選ぶというところも正直あります。でも、自分の信条と子どもにとってどれがいいのかということが一致しないことも結構あるんですね。そのときに、でもやっぱり教育は中立であるということが大事だということは強く意識してやっているんで、葛藤しながらも、やっぱり自分の主義主張を置いておいて、子どもたちのために何がいいかということを考えるようにすごく強く心がけてやっています。

ちょっと話はそれるんですけど、これは推測になります。議事録を読ませていただいても、あまり教科書の内容に触れないほうがいいかなと思ったんですけど、私も「日A302」の教科書を読ませていただいて、すごく正直面白かったです。この「私たちの時代と歴史」とか、

この3個の章はすごくどんどん読めてしまって、すばらしい文章だと思ったんですけど、その反面、何で面白かったかという、すごく書いた人の思いが自分に伝わってきて、その思いと自分がリンクするところがあったから、ああそうだそうだと思いながら読み進められてしまったんですけど、でも、やっぱり教育にとって中立性が大事という、その思いをどのくらい教科書に反映するかというところがすごく大事になってくるんだらうと思っていて、議事録を読む限りは、そういう深さというのか、その主題に入っていく深さと思いがリンクしてしまっているのかなど。それは一面すばらしいし、すごく面白くて、子どもにとって興味の湧く教材であるんじゃないかと思う反面、岩切委員が言われた、いろんな面から自分の考えを持って選んだり判断していくところをやっぱり縛ってしまうところがあるんじゃないかというふうに正直感じてしまいました。すばらしいがゆえに生徒たちの議論がそっちに引っ張られちゃうんじゃないかなというふうに思って、やっぱりほかのと比べてときに、正直やっぱり歴史の教科書って事実が淡々と書いてあるとあまり面白くなくて、教科書読んでいるうちに、中学校の教科書読んでいるときも、ちょっと意識がどこかに行っちゃいそうになるときもありますけれど、でもその事実並べているところをどうやってつなげていくかとか、ほかの理科も算数もそうですけど、そこを子どもたち自身がそれをつなげる力をつかみ取るための補助の教材、教科書はその補助の教材だし、先生はそれを助ける教育する立場なので、そういうところで中立性とか、そういうものを出していくというか、それと教科書の関係というのは難しいなとは思ったんですけど、話がまとまらなくなってしまったんですけど、そういうふうに感じて、今回も臨みました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。率直な御意見を賜ったというふうに思います。

もう一方ぐらいいかがですか。

中村委員。

【中村委員】

政治的中立性というところがちょっと難しいかもしれないのですが、私は多様な意見を尊重できるような教育というものが大事だと思っています。いろんな意見を言えるクラスにしてほしい、いろんな人が尊重される学校であってほしいと私は思います。そのためには、いろんな角度から書かれているということはすごく大事なのかなと思います。

あともう一つお伝えしたいのは、私は大学で教えていて、大学生になっても私がすごく強い意見を言うとそれに引きずられます。どうしても先生が正しいとか、教科書が正しいと思いがやすいです。そういう大学生を見ていると思うのは、いろんなもので考え方をあえて振らせるということはすごく大事なのかなと思います。いろんな意見を伝えて、いろんな見方を伝えることによって、最初はすごく振れます。でも振れながらも、だんだん自分の考え方を振り子が止まっていくように培っていくということが大切であって、最初からこっちとか、最初からあっちということではないのではないかなというふうに思っています。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今、子どもたちも18歳で選挙権を得るようになりまして、主権者教育の重要性というのはも

うこのところずっともう非常に叫ばれている中ですけど、そういった中で政治的教養を育む教育というのは大変重要であって、それを実践する際に、政策ですとか論争等、対立する見解がある現実社会の諸問題を取り扱うことというのは大変有効であるというふうに言われていますが、その際には、やっぱり意識的に政治的中立性を確保するということが大変重要で、県教委のほうのホームページのほうも、また冊子にもなっているんですが、そういった留意事項を6点ほど示されているものなので、そういったものもちゃんとしっかり意識しながら、どの教科書を使うにしても、そういったことを十分に意識して、バランスよい学習を通して、先ほどから、また議論の中でも出ていますが、川崎の教育が大事にしている点、また小中高の学びの継続性、そういう中で、多面的・多角的な見方、考え方を育てていくと。そういうことを今まで以上に現場で意識して授業を展開することを、そういうことはもう大前提になると思うんですが、その前にお聞きした、現場の声を大切にしていきたいというこの皆さん方の思い、私も同じなんですが、それについては今後改めてまた考えていきたいと思っていますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

そうしましたら、今後の採択において、また改めてそのような点については取り上げて考えていくということをこの場で確認しつつ、最後に請願に対する考え方を整理したいと思います。

「請願の趣旨」「1」につきましては、平成26年の議論は、学習指導要領改訂の重要なポイントの一つであります「歴史を考察し表現する学習の重視」という観点、また小中高という学びの連続性の中で、高校の学習においても多面的・多角的なもの見方、考え方を育てることを重視したいという、そういう観点、そういう観点に立って3つの内容項目を中心に議論していく、そういう議論をしていきたいと思いますと各委員で確認した上で、それぞれが考えを述べて最終的な判断をしているものだというふうに判断します。教育委員会の責任と権限において、川崎の教育が重視している点を基に各委員が真摯に議論をしているということで、その判断は適正だったというふうに判断して、今我々が何かそこをとにかく言うというものではないというふうに考えています。

趣旨の「2」につきましては、先ほど説明、議論の中でもありましたけども、平成26年度以降、各学校では、川崎の教育の重視している点ということについての考えがかなり浸透してきていると思うんですが、そういった一定の共通認識の下で、先ほどフロー図もありましたけど、「校内採択候補検討委員会」で、今それがかなりいい形で整ってきて、その中で検討されていると。その校内採択候補を決定するに際しては、各教科においても、川崎の教育が大事にしている点を十分に踏まえて、各学校の特色や生徒の実態に応じて選択するという、そういうふうな作業、検討を行っていただいています、その採択候補を挙げていく過程の中で、教科会の考えを巡って校長との議論が行われることもあります、校長は今までのそういった議論等に基づいて話し合いをしているというふうに認識しているところです。そういった採択方針や採択フローを基本に、今年度も教育委員会のほうから各学校には通知するとともに、きちっと説明しているということで、この採択の流れをきちっと守っていただくということで、趣旨の「2」については今後もや

っていきますので、特別な措置は不要かなというふうに考えています。

趣旨の「3」、審議会ですが、この採択方針の流れに基づいた審議会と教育委員会の関係の中で、適正に運営されているものと考えておりまして、限られた回数、時間の中で議論が活発に行われることが大切なので、発言者が心理的圧迫を感じることなく自由闊達に議論するために非公開として、議事録も発言者を特定しないようにしていると、そういうことで、皆さん先ほど御理解いただいたと思います。

以上のことから、本請願については不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市立学校の臨時休業及び学校再開に係る取組について

【小田嶋教育長】

続きまして、報告事項の I に入ります。

「報告事項No. 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市立学校の臨時休業及び学校再開に係る取組について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【猫橋指導課担当課長】

それでは、「報告事項No. 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、市立学校の臨時休業及び学校再開に係る取組について」御説明いたします。

市立学校につきましては、本年3月4日から5月31日まで臨時休業としておりましたが、国の緊急事態宣言の解除に伴い、6月1日から、市立学校を段階的に再開しております。本日は、前回御報告いたしました5月26日以降の取組を御説明させていただきます。

はじめに、「1」の「これまでの取組経過について」でございますが、9ページをお開きください。5月26日に本委員会において、「学校の再開について」御報告いたしました。

その後、5月29日に各学校に「教育長メッセージ」を送付し、学校再開日に児童生徒へ読み上げ、教職員への配布等を行いました。また、学校再開に当たりましては、「感染リスクの低減」と「子どもの健やかな学び」の両立を目指すことといたしましたが、再開後に感染が判明する可能性もございますので、その場合の具体的な対応方法を周知するため、各学校に「学校再開後に新型コロナウイルス感染が判明した場合の学校の対応について」の文書を発出し、保健管理上の対応、家庭学習等の対応、教育課程・指導計画の見直し、学校での児童生徒の居場所についてお示しいたしました。併せて「熱中症事故等防止について」の注意喚起をいたしました。

6月1日は、全市立学校において学校を再開いたしました。各学校において感染防止に慎重に取り組んでいただき、大きな混乱もございませんでした。

6月3日には、部活動等に関する「ガイドライン」の改訂を行い、部活動の段階的な再開、再開までの準備、活動再開に向けた段階的な再開日程、活動再開に向けた注意事項、感染拡大防止策の共通の留意事項について、各学校へ周知いたしました。

6月8日には、各学校に「夏季における児童生徒の健康保持について」の文書を発出し、熱中症対策のため、「登下校時を含む学校生活における体育着等の着用について」「水筒の持参について」「マスクの着用について」、それぞれ柔軟な配慮をお願いいたしました。10ページをご了承ください。6月8日に、併せて「今年度における水泳授業等の取扱いについて」を発出し、全ての健康診断が完了するのは早くても9月中旬以降であることを踏まえ、各学校における水泳授業実施期間において健康診断の完了が見込めないなど、児童生徒の健康状態が十分把握できない場合は、今年度の水泳授業の実施は控えるよう通知いたしました。

6月12日でございますが、「臨時休業を実施する場合の考え方」、児童生徒又は教職員が感染した場合の学校の休業ルールについて、これまで原則、当該校を「2週間」の休業としておりましたが、文部科学省からガイドラインが示されたことに伴い、原則当該校を「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」の臨時休業とするよう改訂いたしました。各学校に対しましては、「ガイドライン」及び「Q&A」の改訂について通知し、特に熱中症対策のため、「③」の「暑い時期のマスク着用について、マスクを外すことを可とする取扱い」を追加することを周知いたしました。

6月15日からは、給食の開始を含む通常登校を、全市立学校において開始いたしました。

6月19日には、各小学校に対しまして、「夏季のスクールガード・リーダー、地域交通安全員の活動について」を発出し、夏季休業の短縮により夏季の授業日が増えるため、スクールガード・リーダーの活動や地域交通安全員の配置については、これまでどおり配置する取扱いとすることについて周知いたしました。

6月23日には、教育活動に関する部分の「ガイドライン」を改訂し、7月初旬からを目途に、校外活動、異学年交流活動、外部講師の招へいについて、感染防止策を講じた上で実施可能とすることや、中学校自然教室について、春季から秋季に延期した学校については、実施する前提で準備することについて周知いたしました。

そして、昨日でございますが、6月29日には、各学校に「補習及びきめ細やかな学習支援の推奨について」を発出し、「学習支援・学習相談の例」を参考に、補習及びきめ細やかな学習支援、児童生徒の学習状況に応じた対応について依頼するとともに、補習等の学習支援のためのサポーターの派遣について周知いたしました。

続きまして、11ページをご了承ください。「2 各学校での保健管理に関する取組事例」でございますが、はじめに「毎朝の検温の確認」でございますが、「ガイドライン」におきましては、「① 保護者に配布した『健康チェック表』等で児童生徒の検温を確認」「② 検温の確認ができなかった児童生徒については、教室に入る前に、検温」「③ 発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して自宅休養」としておきまして、「各学校における具体的な取組事例」といたしましては、校内のオープンスペースでクラスごとに担任が検温を確認し、確認できない場合には、その場で非接触型体温計等により検温を行っている事例、健康チェック表や検温を忘れた児童は、全て体育館に集めて検温を行い、他の児童は教室で担任が健康チェック表の確認を行って

いる事例、教室前のスペースで健康チェック表を確認する際に、密にならないよう待機線を引いている事例がございました。

次に、「手洗いの徹底」でございしますが、「ガイドライン」では、外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後などに、こまめに手洗いをを行うことや、手洗いは、流水と石けんで行うこととし、必ずしも手指のアルコール消毒は行わなければいけないというものではないこととしております。「各学校における具体的な取組事例」といたしましては、手洗い場の密を避けるため待機線を引いているケースや、蛇口を一つおきに使用して密にならないようしているケース、学年、クラス、出席番号等で分けて水道を使用しているケースがございました。

次に、「学校内の消毒」でございしますが、「ガイドライン」では、教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所は、1日1回以上は消毒液を使用して消毒することとしております。「各学校における具体的な取組事例」といたしましては、職員室内で消毒液を管理し、あらかじめ次亜塩素酸ナトリウム液等を希釈した液を入れたジャグを用意して、そこから教員が持ち出し、消毒を行っている事例がございました。

次に、「教室等の換気」でございしますが、「ガイドライン」では、換気は、気候上可能な限り、常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うこと、エアコン使用時においても換気は行うこと、その際エアコンの温度設定を下げるなどの調整することとしております。「各学校における具体的な取組事例」でございしますが、朝の登校前から窓を全開としており、さらに授業中も原則開けっ放しにしているケースや、30分おきなど定期的に窓を開けているケースなどがございました。

次に、「マスクの使用」でございしますが、「ガイドライン」では、学校教育活動においては、通常、マスクの着用を徹底すること、ただし、暑い時期のマスクの着用に当たっては、児童生徒の間に十分な距離を保ってマスクを外すこと、夏季における登下校の際も、人と十分な距離が確保できる場合はマスクを外すことも可能としております。「各学校における具体的な取組事例」といたしましては、登下校時など、人との間隔が取れるときにはマスクを外すことも可能と指導していますが、多くの児童はマスクを着用して登校している状況がございました。また、体育の際には、マスクを外してビニール袋に入れて下駄箱のところに置くよう指導している事例がございました。

資料の説明は以上でございしますが、学校再開に当たりましては、教職員による通学路での安全指導に加え、多くのPTAや町会、地域のボランティアの皆様方による見守り、警察官の配置やパトカーによるパトロールなどの、非常にたくさんの御協力をいただきました。また、校内では、一定の距離を保つための様々な表示や、教室での、校長や養護教諭、児童支援コーディネーターなどによる「テレビ放送」による講話や保健指導などの工夫が見られました。

その一方、教職員からは消毒作業の大変さも伺っております。

子どもたちの反応といたしましては、再開当初は、これまでの長期の休業や、大きな声を出してはいけない、距離を保たなければいけない、という制約のせいか、「先生からの問いかけへの反応が、これまでよりも鈍い」と感じたという先生方の声も聞かれましたが、現在は同級生と楽しく過ごす姿が多く見られるようになってきているようでございます。

今後とも、一人ひとりの気持ちに寄り添い、学校教育ならではの「学び」を大切にしながら、児童生徒ができるだけ早期に日常的な生活を取り戻し、安心して学校生活を過ごせるよう、教育委員会といたしましても、各学校を最大限支援してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等があれば、お願いいたします。

中村委員。

【中村委員】

感染防止に各学校でいろいろ工夫してくださっているようで、ありがたいと思います。どんなに工夫して感染防止をしても、もしかしたら感染してしまう可能性というのはあるわけです。その際に、やっと学校が再開してうれしいと思っているときに、明日から来ちゃいけないということになると、その子が非難されてしまう可能性というのがあるので、絶対にそういうことがないように、人権的な配慮に関する教育にも力を入れていっていただけるとありがたいと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかには。

高橋委員。

【高橋委員】

2つあります。1つは先ほども話題に出たんですけど、消毒のやり方についてですね。私も子どもの通っている学校のほうにもちょっとお聞きしたりしたんですけど、やっぱり子どもが帰った後、消毒掃除ですね、子どもが帰った後に教室の換気をして、換気が終わった後に、結構、30分から1時間ぐらいかけて消毒掃除を行っているというようなお話も聞いています。先生にとっての1時間、子どもが帰った後の1時間ってすごく大きいと思いますので、その時間がどうやったら減らせるかということを考えていただきたいということと、アルコール消毒、次亜塩素酸ナトリウム液ではなくて、なるべく早くアルコール消毒、簡単な方法にできるようにお願いしたいと思います。

もう1点は、いわゆる感覚過敏と言われているお子さんとか、もしかしたら先生にもいらっしゃるのかなというふうに思っていて、マスクですね、テレビの報道とかでもされるようになりましてけれど、感覚過敏でマスクを着けることができないというようなお子さんもいると。でも、しないとみんなから白い目で見られちゃうから、やらなきゃいけなくてつらいというような報道があったりとか、そういう感覚過敏の子たちについてどうしていくのかということと、もしかしたら先生の中にもそういう人はいるかもしれないので、多様性、いろんな、誰一人取り残さないということで、そのあたりについて考えていただきたいということがもう一つと、換気についてなんですけど、私、今日、会議していて、換気しているから音が入ってきて、気が散りそうになったことが何回もありまして、過敏の中には聴覚過敏のお子さんもいらっしゃいます。本当に廊下側を開けていると、隣の教室の音が聞こえてきたりして、それで集中できなくなるようなお子さんも増えるんじゃないかなと思っています。とはいえ、換気しないというわけにはいかない

と思うんですけど、例えばノイズキャンセリングイヤホンとか、そういう物は今たくさん、安くたくさん出ているので、そういうものの許可を認めていただくとか、そういういろんな対策をしなくてはいけないんだけど、その対策をするのに、すごくその対策をするために努力が必要な人がいるということ、学校のほうにも周知していただいて、取り残されないというような対策をしていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

3つの御要望でしたけど、コメント等がありますか。

健康教育課長。

【日笠健康教育課長】

健康教育課、日笠でございます。

まず、消毒でございますけれども、委員御指摘のとおり、非常に今、先生方も大変になっているということは、こちらでも承知しているところでございますけれども、ちょっと今後の感染状況などを見ながら、ちょっと今ちょうどどんな形で各学校が消毒しているかというのを、いろいろ調べているところでございまして、もしちょっと過度にやり過ぎているようなところがあれば、その辺は少し整理して負担を、消毒は必要ですけども、もしやり過ぎているようなところがあれば、ちょっとそこは整理して、負担を減らせるようにと思っております。

それからあと、アルコール消毒、エタノールですね。これはちょっと、たぶん、委員も御承知だと思うんですけど、なかなか今市場で出回ってなくて、在庫がなく、確保ができない状態で、国からもそういう紹介が来て、各自治体でうまくいろいろと、国のほうで何か業者を紹介するので対応していただきたいと言って来ているみたいなんですけれども、それから次亜塩素酸ナトリウム、そっちをメインにと言っているものはいるものの、本来的に医薬品の次亜塩素酸ナトリウムは、これもやっぱりなかなか確保しづらい状況で、今は家庭用のハイター、これも一応、次亜塩素酸ナトリウムの含まれているものということで、今、厚生労働省のほうでも消毒用として推奨されておりますので、こういったものを使いながら消毒を行っているところで、次亜塩素酸ナトリウムだと二度拭きが必要だということで、先生方にまたさらに負担がかかるということで、それは本当にこちらでも申し訳ないというか、非常に心苦しいところではあるんですけど、アルコール消毒液がなるべく確保できるよう、今いろいろ業者のほうに当たっているところでございますので、順次段階的に確保でき次第、学校のほうにも支給してまいりたいと思います。

それから、感覚過敏ですね。まだ学校から具体的に、先ほどのマスクであるとか、あるいは耳の聴覚の部分とか、こちらのほうに相談などが来ている事例はございませんけれども、ただ、こういう事態になる前から、例えば化学物質に対する過敏であるとか、そういったお子さんがいるということは、そんなに多いケースではないんですけども耳にしておりまして、基本的にはそういう過敏な子がいるからといって、全体がそれをやめるとか、換気をやめちゃうとかするわけにはいかないと思うので、できる限り化学物質過敏の例には、その該当するお子さんについて、できるだけ固有のしっかりした対応を取ってもらうような状況で、学校にはその件については周知しているところでございますので、もし学校からそういう相談がございましたら、そういう過敏の部分も含めてできるだけ対応をするように、学校のほうには今後、相談がありましたら対応をしてまいりたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

【高橋委員】

ありがとうございます。

さっき中村先生が言った、感染した子が責められないようにというのと一緒に、感覚過敏の子たちが、努力していないとか、ずるいとか、我慢していないみたいに思われないように、そういうきちんとした認識を先生も持っていただきたいし、そういうのをお子さんにも理解していただけるようにというようなことを、広くお伝えいただければと思いますので、よろしく願います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょう。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

3つほどございます。学校を訪問させて授業を拝見させていただいたときに、川崎の小学校、中学校はグループ学習が非常に多いというのは、いい点だというふうに思っていたんですけども、今現在グループ学習はどうされているのかということをお教えいただきたいと思います。

それから2点目なんですけれど、また、その学習の中で、先生方はよくプリントを配られていたんですけど、あまり手から手に渡すものというのは、嫌がるお子さんとかもいらっしゃるかなと思ひまして、プリントの配付なんかは今どういうふうになっているのかと、もし御存じだったら教えていただきたいと思います。

あと3点目ですけれども、英語などの発音のときに、口を見たりすることというのが発音のときに大事だと思うんですけども、そういったときにはフェイスシールドみたいなものを着用されているのかどうか、あるいは何かやっていることがあるとしたら、教えていただきたいと思ひます。

【小田嶋教育長】

願ひします。

【猫橋指導課担当課長】

まずはじめにグループ学習の様子なんですけれども、2つ目のプリント配付のことと同じなんですけれども、ガイドラインでは当初、なるべく密にならないようにだとか、あるいは感染拡大防止策を講じた上でということをお、ガイドラインに載せさせていただきましたので、各学校ではグループ学習で、例えば机と机をくっつけて人と人が接近するようなグループ学習というのは、あまりふさわしくないということですので。ただ、グループ学習の内容そのものは非常に有効的なものでもありますので、例えばちょっと距離を置いて話し合いをするとかいうふうな工夫はされているということは、学校のほうから少し伺っております。ただ、今後につきましては、状況

を見据えて、各学校で工夫された、そういったグループ学習の形態というのは、行われるところは行われるのではないかというふうに思います。

プリントの配付につきましても、なるべく生徒の手渡し、順次手渡しではなく、教員が、非常に大変なんですけれども、一枚一枚プリントを配るとか、あるいは各自においてプリントを取りに行くとかいうふうな工夫も見られているという学校も報告を受けているというところでございます。

あと英語の発音とかの口の動きとかにつきましても、マスクをしている状態ですので、なかなかお互いのそういったものは見えないと思うんですけれども、例えば50インチの大型テレビがございまして、その中に、デジタルのそういった教材で口の動きを示すような教材もありますし、あとフェイスシールドについては、これは結構なかなか高価なものでございまして、すぐにはちょっと用意できないといった状況もあるようなんですけれども、その辺のところも、今後フェイスシールドを活用した方法というのも考えられるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

補足ですか。

【日笠健康教育課長】

ちょっと補足させていただきます。フェイスシールドにつきましては、保健室での対応で、やはり、ちょっと具合の悪いお子さんなんかを対応するときに、フェイスシールドが欲しいなという学校からの要望がございまして、一応、保健の観点から、今回、国の補正予算が使えることになりましたので、その補正予算で各学校に支給をする予定でございます。ですから、授業で使うかどうか、その辺も含めて各学校での判断になりますけど、保健室等、各学校に支給することになりますので、取りあえず申し添えさせていただきます。

【小田嶋教育長】

よろしいですかね。

これからまだまだ本当にいろんな対応が出てくると思います。給食も始まって、今のところ順調にしているのですが、後で給食の別の報告があるので、その中でも、もしも質問等があれば、お聞きいただければと思います。

それでは、報告事項No. 1について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認いたします。

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。報告事項No. 2の1ページをごらんください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した規則」につきましては、「川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」でございます。次に、「(2) 内容」につきましては、「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条の規定に基づき、同条例第2条に規定する教育職員の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるもの」でございます。次に、「(3) 施行期日」につきましては、公布の日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和2年6月18日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和2年第4回川崎市議会定例会において可決された川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例が、同年6月22日に公布、施行されることに伴い、この規則もまた同日から施行する必要があるため、速やかに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

補足、はい、ではお願いします。

【川合教職員企画課担当課長】

今の御説明の補足ですが、「2」の「臨時代理を行った日」につきましては、先ほど「18日」と申し上げたかもしれませんが、「令和2年6月22日」ここで臨時代理を行っているところでございます。

※47ページに発言の訂正あり

【小田嶋教育長】

「22日」ということで訂正をお願いして、この資料は正式に訂正されるということになると思います。

何か御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認いたします。

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」につきまして、御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに、「1 臨時代理した事項」につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございまして、令和2年第4回市議会定例会に追加提出を行う議案のうち、教育に関する事務に係る案件である令和2年度川崎市一般会計補正予算（その3）について、異議のない旨の意見を提出したものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」でございしますが、令和2年6月5日でございまして、次に、「3 臨時代理を行った理由」につきましては、議案内容が本年6月5日に確定し、6月18日に議会へ追加提出する必要がございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、臨時代理によって川崎市長宛てに異議のない旨を回答した文書の写しでございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、5ページをごらんいただきたいと思います。下段の参考にございますとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。こちらは、当該規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書の写しでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。「令和2年度川崎市一般会計補正予算（その3）について」でございしますが、教育費予算の補正額については、5億3,217万円でございます。

補正の内容といたしましては、まず、「事務局運営費」で8,553万1,000円の増額補正を行うもので、段階的な学校再開に伴う家庭用教材等の印刷・保護者への連絡業務等、増加する学級担任等の業務をサポートするため、国の補正予算に伴い障害者就業員や教職員事務支援員等を全小中学校へ配置するものでございます。

内容といたしましては、障害者就業員及び障害者雇用支援員を、小学校、中学校合わせて7校から12校、教職員事務支援員を76校から154校増員し、全小中学校166校に配置するものでございます。

次に、「学校教育指導費」で420万円の増額補正を行うもので、児童生徒へのきめ細やかな学習支援や相談の充実を図り、学校における教育活動をさらに支援するため、国の補正予算に伴い教育活動サポーターの配置回数を増加するものでございます。

内容といたしましては、7月から8月における課業期間などを踏まえまして、夏期に集中して、教育活動サポーターの配置回数を1,400回分増加するものでございます。

次に、「GIGAスクール構想推進事業費」として1億3,036万8,000円の増額補正を行うもので、国の補正予算に伴い、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備及びGIGAスクールサポーターを配置するものでございます。

内容といたしましては、「家庭学習のための通信環境（モバイルルータ）の整備」として、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する機器の貸与を行い、通信環境を提供するもの、「GIGAスクールサポーターの配置」として、急速な学校ICT化を進めるに当たって、国の補助事業を活用したICT技術者を配置するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページをごらんください。次に、「学校運営費（特別支援学校費）」として1,572万8,000円の増額補正を行うもので、国の補正予算に伴い、過密化対策として特別支援学校スクールバスの運行を一時的に増便するものなどでございます。

内容といたしましては、6月から7月まで2台増便するもの、また、夏季休業期間の短縮などに伴いスクールバスの運行日数を増加するものでございます。

次に、「学校保健・安全管理経費」として5,742万8,000円の増額補正を行うもので、国の補正予算に伴い消毒液等の保健衛生用品を追加購入するものでございまして、内容といたしましては、全市立学校を対象とし、下記のとおり配布するものでございます。

次に、「給食運営費・中学校給食推進事業費」として931万5,000円の増額補正を行うもので、国の補正予算に伴い、学校給食の実施が夏期に及ぶことを踏まえ、小学校・中学校の給食調理員等の熱中症対策として消耗品を購入するものでございまして、内容といたしましては、アイスバスト等を購入するものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。「義務教育施設整備事業費」として2億2,960万円の増額補正を行うもので、国の補正予算に伴い、教室における3密対策として、空調設備の設置工事やスポットクーラーを購入するものなどでございます。

内容といたしましては、少人数での授業を実施する予定の24教室に空調を設置するもの、空調未設置の特別教室698教室にスポットクーラーを2台ずつ設置するもの、長寿命化を実施する学校について、換気のためサーキュレーター1,000台を設置するものでございます。

報告事項No.3の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

質問等がございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

確認させてください。この補正予算の内容は前にしていなかったですか。

【小田嶋教育長】

以前の説明のものど…

【高橋委員】

…と何か違うのかどうかということです。

【榎本庶務課長】

まず、お手元の資料については、補正予算を上程するに当たりまして報道発表等いたしましたので、そのタイミングに合わせまして、先にメールで同じ資料でお配りをさせていただいたので、ごらんになった覚え、御記憶といたしますか、だと思います。その中で御質問を一部受けたところもあったかと承知しております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかには。

岩切委員。

【岩切委員】

8 ページ目のところで、「学校運営費」の「スクールバスの増台」というのがございます。ここで、期間が「6月8日から7月31日の稼働日」というふうにあるんですが、これ以降はどうなるかということを教えていただけますでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【桑原庶務課経理係長】

議会でも、こちら答弁させていただきまして、7月中に、また改めて現場の先生とか保護者など、一定の判断をするというところでございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。
ほかにはいかがですか。
中村委員。

【中村委員】

予算のことではないのかもしれないのですけれども、7ページ目の「GIGAスクール」のことで、家庭学習のための通信環境と書いてありますが、これはもしコロナが発生して学校が休校になったときというのは、そういう共有をしていくということでしょうか。

【小田嶋教育長】

政策室長のほうから。

【田中教育政策室長】

おっしゃるとおり、このルータ自体の配備は10月ぐらいになってしまうのですが、ふだんは学校の中でも、GIGAスクールがLAN整備が行われた後でも、一部特別教室ですとか、LANが入れないところがございますので、そういうところでも活用しながら、あと校庭ですとかWebも活用しながら第2波、第3波がきて、また長期に臨時休業が必要となった場合には、必要な御家庭に貸し出すということも視野に入れております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。
ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。
それでは、報告事項No.3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.3は承認いたします。

報告事項 No.4 令和2年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施実施結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.4 令和2年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.4 令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の

実施結果について」御説明いたしますので、資料をごらんください。

学芸員の採用選考につきましては、「埋蔵文化財A」「埋蔵文化財B」及び「埋蔵文化財C」の選考区分により、令和2年3月4日から23日までを受付期間とし、第1次選考については令和2年4月12日、日曜日に、第2次選考につきましては5月17日、日曜日に、それぞれ実施したところでございます。

応募状況でございますが、「各1名」の募集に対しまして、「埋蔵文化財A」については2名、「埋蔵文化財B」については0名、「埋蔵文化財C」については7名申込みがございました。

第1次選考及び第2次選考の受験状況等は資料に記載のとおりとなっておりますが、「埋蔵文化財A」及び「C」については、それぞれ最終合格者が1名となりました。

最終倍率については、「埋蔵文化財A」が1倍、「埋蔵文化財C」については5倍という結果となったところでございます。

選考結果につきましては、令和2年5月27日、水曜日、可否に関わらず、「埋蔵文化財A」及び「C」の第2次選考受験者全員に対して結果を通知するとともに、合格者につきましては、川崎市教育委員会のホームページに受験番号を掲載したところでございます。今回最終合格者となっていた各1名、合計2名につきましては、明日7月1日に採用されます。配置については生涯学習部文化財課となります。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

質問等はございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

「埋蔵文化財B」の募集に関してなんですけれども、こちらのほう、申込者がおられなかったということで、募集内容、2ページ目のところがございますけれども、「期間」が「9箇月」ということで、1年を割り込んでいるので、なかなか応募が難しいと思うんですけれど、これ、9か月以上、あるいは1年以上ということというのはできないものなののでしょうか。

【榎本庶務課長】

もともと2度目のこの間募集について、御報告をさせていただいておまして、この職員については、組織内の決定として1年間の期間を定められたところでございまして、もともとの当初から1年ということを行った中での募集となっております。そういった中で、なかなか募集に対して応募がかからなかったと承知しています。今回それを、また、働く期間については、そういった一旦組織決定を経ている中では、9か月というところで、苦戦は承知の上でやったところなんですけれども、時期的なところも含めてはあったんですが、こういう結果となってしまいました。

この件については私ども、なかなか1年間あるいは1年間切った中での募集の中では、難しいというふうに改めて思っているところもありますので、これは組織内部でも課題提起いたしまして、なかなか学芸員を採用する上では、1年という任期を切られた中では確保が難しいという点については、今回の結果をもって組織的にも課題を提起して、今後対応をお願いしていきたいと

いうふうに思っています。

この今回募集できなかった点については、改めて一定の、学芸員ではございませんけれども、事務職等含めて、まずは定数の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

石井委員。

【石井委員】

それで今ゼロなんですけど、業務上何か不都合が生じるとか、そういうことはないんですか。

【榎本庶務課長】

もともと業務が今年度以降増大することを見越す中で、定数を増加、増やした中で募集をかけておりますので、当然影響がないということではないんですが、先ほど申し上げたように、学芸員の確保は、今年度についてはなかなか難しいということはありませんけれども、事務職員等の臨時的な職員を採用しておりますので、業務の都合をつけながら、まず人工については確保していきたいというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

ほかには。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認いたします。

報告事項 No. 5 令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【田中教職員人事課担当課長】

「令和2年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について」御報告させていただきます。

資料のほうをごらんください。今年度の応募者数は、「小学校」「中学校／高等学校」「高等学校（工業）」「特別支援学校」「養護教諭」それぞれの区分の合計で1, 158名となりました。

受験区分別の応募人数と応募倍率ですが、「小学校」区分は519名で3.2倍、「中学校／高等学校」区分は456名で8.3倍、「高等学校（工業）」区分は8名で1.1倍、「特別支援学校」区分は82名で3.6倍、「養護教諭」区分は93名で12.4倍でした。

前年度の応募状況と比較しますと、応募の総数は99名の減少ですが、応募倍率は0.5ポイント増加で4.6倍となっております。それぞれの受験区分や各教科の応募倍率を見ましても、「小学校」区分と「英語」を除いては、昨年並み、または若干の増加となっております。特に「中学校／高等学校」区分の「社会」「理科」の応募倍率が大きく上がっております。

今年度の試験日程でございますが、7月12日、日曜日に第1次試験を実施いたします。今回は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受験者の密集などを避けるために、幸高校を含め3会場で実施いたします。また、正規教員・臨時的任用職員・非常勤講師経験者特別選考試験の「集団討論」を「集団面接」に変更し、少人数グループで時間を短縮して実施いたします。

2次試験については、8月11日、火曜日に予定されていた「英語」「音楽」「美術」「保健体育」の実技試験を、感染拡大のリスクを避けるため中止といたします。

8月17日から行う予定の面接試験は、夏季休業後の授業開始日が早まるため、小学校の面接試験の会場と日程を変更し、全ての学校区分の面接試験を9月5日から第4庁舎で実施いたします。また、試験内容は、場面指導を中止し面接試験のみといたします。

今回の教員採用試験はたくさんの変更点がございますが、試験実施に当たりましては、関係部署等と連携しながら、よりよい人材を採用してまいります。

なお、昨年度もお願いさせていただきましたが、今年度も教育委員の皆様には、2次試験の面接試験で面接官をお願いしたいと存じます。会議後、御都合をお伺いする文書をお届けいたしますので、御協力のほうをよろしく願いいたします。

報告のほうは以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等があれば、お願いします。

高橋委員。

【高橋委員】

受験人数は減っているわけですが、他都市の状況はどのような感じでしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

川崎市は99人減ったということで、昨年度から7.8%減というところでした。神奈川県は昨年度は6,000人応募がありましたので、マイナス470名、こちらも7.8%減少。横浜市は106名減少で、4.9%。相模原市はマイナス7人で、1.2%減ると。あと東京都ですが、東京都は925名減って、7.5%ぐらい、大体7%ぐらいから8%ぐらいの減少が他都市ではあるような形になっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかには。

岩切委員。

【岩切委員】

もし御存じだったら教えていただきたいんですが、この「社会」「理科」が急増したというか、倍率が上がったのは、これは募集人員が少ないからなのか、それとも何か理由がございますか。

【田中教職員人事課担当課長】

昨年度と比べまして募集の人数が減ったのと、その募集人数が減ったところの、応募人数が結構多かったということが、倍率が上がった要因です。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【岡田教育長職務代理者】

私が予想しているよりも減っていないので、まずはよかったな、というふうに思うんですが、これは、原因として考えられるのは、例えば募集の締切りを遅らせましたよね。そういうことが功を奏したとか、あるいは世の中がどんどん不景気になるぞと思う方々が増えて、公務員を目指す方が増えたとか、何かどんな分析を今の段階でなさっているか。分かる範囲でいいですので、教えてください。

【田中教職員人事課担当課長】

神奈川県では、一番川崎市が受験の申込み期間を延ばしたということが、ひとつ減少を少し食い止められたところではないかと思います。公務員志望が増えたのかということころは、まだ分析はちょっとできていないんですけども、ただ、今回地方会場、本当でしたらば、名古屋会場を新設してということだったんですけども、もしそれが実際このコロナの関係がなければ、近畿、中部地区からの受験者は若干減っているんですけども、それが減らないで済んだのかなという点もあります。

ただ、地方会場ができなくても、これだけの人数で食い止められたんだと思いますし、大学推薦の学生さん、最初お申し込みをしてきたときに、名古屋会場で受験したいというふうな御希望があったんですけども、こちらで、実はこういうわけで川崎会場のみになりましたとお話ししたところ、川崎で頑張って受験しますと言ってくれる方が結構いらっしゃったので、そういう意味では、少ない人数で食い止められたというか、川崎に魅力を持って受験しようと思ってくれている学生さんがいらしたのかな、なんていうふうに思っております。

【小田嶋教育長】

補足を職員部長、お願いします。

【石渡職員部長】

いまして、関西圏についてはお話があったんですけども、もう1点、北海道、東北の地域から毎年60名から70名ぐらい受験があったんですが、今回、35、6名ということで半減しております。恐らく北海道のコロナの影響で、こちらでの受験をちょっと二の足を踏んだのかなというところがございますので、コロナがなければいい数字が出せたのではないかというふうには考えているところです。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.5について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

報告事項 No.6 令和2年度学校給食実施回数及び給食費の変更について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.6 令和2年度学校給食実施回数及び給食費の変更について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【大塚健康給食推進室担当課長】

健康給食推進室でございます。

「報告事項No.6 令和2年度学校給食実施回数及び給食費の変更について」御説明させていただきます。

1 ページの「1 変更理由」をごらんください。令和2年度は、4月1日以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、各市立学校は臨時休業となっておりました。5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受けまして、6月1日から学校が再開し、6月15日から給食を開始したことに伴い、令和2年度学校給食の実施回数と給食費について見直したものでございます。

「2 令和2年度当初予定の給食実施回数と給食費」をごらんください。令和2年度の当初予定といたしましては、例としまして、表の最初の行の「小学校」につきましては、給食実施回数が187回で、給食費としましては年額で5万6000円、月額で4,600円として、8月を除いた11か月分で徴収する予定でございました。以下、「中学校1・2年生」「3年生」「特別支援学校」につきましては、「幼稚部」「小学部」「中学部・高等部」と、こちらの表に記載したとおり予定していたところでございました。

次に、「3 変更後の給食実施回数と給食費」でございますが、全ての市立学校が臨時休業となったことに伴い、4月から6月12日、金曜日まで給食を停止しており、6月15日、月曜日から今年度の給食実施回数を設定するに当たりましては、各校種の校長会と協議を行ったところで

ございます。授業日数の確保のためには、本来であれば夏休みや行事等で給食を実施しない不実施日であった日々について、可能な限り給食実施日に設定し直しまして、「小学校」は170回、「中学校」の「1・2年生」は155回、「3年生」は145回、「特別支援学校」は170回といたしました。当初予定回数よりも、小学校は17回の減、中学校は10回減、特別支援学校は13回減となっております。

給食実施回数が減少したことに伴い、令和2年度の学校給食費の額につきましては、こちらの表のとおり、牛乳代を含みまして、「小学校」は年額4万6,000円、「中学校1・2年生」は年額4万9,600円、「中学校3年生」は年額4万6,400円、「特別支援学校」の「幼稚部」は年額3万6000円、「小学部」は年額4万5,900円、「中学部・高等部」は年額5万4,400円と変更したところでございます。

次に、2ページをごらんください。徴収の例でございますが、毎月の徴収額は、保護者や学校の混乱を避けるため、当初予定どおりの金額としております。その結果、小学校を除きまして、月割り額で割り切れない金額が発生し、こちらにつきましては、最終月3月に加算して徴収することになります。算出の例に示しております、例えば「中学校1・2年生」のように、「3月②」に記載のとおり、1,600円を調整額としていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.6について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.6は承認といたします。

7 議事事項 I

議案第7号 令和3年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第8号 令和3年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第9号 令和3年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第10号 令和3年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第11号 令和3年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第12号 令和3年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について

【小田嶋教育長】

次に、議事事項のⅠに入ります。

「議案第7号 令和3年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」「議案第8号 令和3年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について」「議案第9号 令和3年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」「議案第10号 令和3年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」「議案第11号 令和3年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について」及び「議案第12号 令和3年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について」これらの議案6件につきましては、いずれも特別支援学校の入学者の募集及び選抜要綱に関する議案となりますので、これらを一括して審査したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、一括して審議いたします。
指導課担当課長、お願いいたします。

【高山指導課担当課長】

よろしくお願いたします。

はじめに、川崎市立特別支援学校の現状について説明させていただきます。別紙資料「令和2年度川崎市域の特別支援学校所在図」をごらんください。なお、地図中のグレーの四角印は県立特別支援学校で、黒の四角印が市立特別支援学校、黒の丸印が市立特別支援学校小学部分教室でございます。また、地図の右上または中下に示されている学校は、今回の議案に関連いたします川崎市立の特別支援学校です。それぞれに関連する議案番号もつけてございますので、御確認ください。

それでは、川崎の南部地域の学校から御説明いたします。まず、右下の川崎区でございますが、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を設置する田島支援学校があります。左下、四角印の高等部のある本校と、右上の同じく四角印の小中学部のある田島支援学校桜校、丸印に示すさくら小学校の敷地内に小学部のさくら分教室があります。

次に中原区でございますが、四角印に聾学校があります。聾学校は、聴覚障害教育部門の特別支援学校で、幼稚部から高等部までございます。

次に高津区でございますが、右上の四角印の中央支援学校がございます。高津区にある本校には知的障害教育部門の中学部、高等部と、中原区の聾学校内に高等部分教室を設置しております。このほかに、中央支援学校は中原区の丸印の大戸小学校と多摩区の丸印の稲田小学校のそれぞれの敷地内に、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を設置する小学部分教室があります。

「令和3年度 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」を御説明する前に、特別支援学校高等部の知的障害部門の入学者選抜につきまして、基本的な考え方を御説明いたします。

県教育委員会と川崎市教育委員会が連携し、知的障害のある者で、特別支援学校高等部知的障害教育部門への入学を希望する者のうち、志願資格に該当する者は全員受け入れること。ただし、入学希望者が多いことから、志願が一部の学校に集中しないように、在籍している学校と相談しながら志願先を決めていき、仮に一部の学校に志願者が集中した場合については、抽せんを実施することとなっております。

それでは、「議案第7号」をごらんください。まず、「議案第7号」の1ページの「1 志願資格」についてでございます。前期選抜の志願資格を有する者は、「(1) のアからオまでのすべてに該当する者」といたします。「ア 本人及び保護者が市内に居住する者」「イ 中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者」「ウ 知的発達遅滞の程度が、次の①又は②のいずれかに該当する者」「エ 志願しようとする特別支援学校の指定地域又は調整地域に居住している者」であることとしています。指定地域と調整地域については後で御説明いたします。

続いて、「オ 志願しようとする特別支援学校が実施する前期選抜に係る『特別支援学校への志願資格を確認するための相談』を済ませた者」としております。

「(2)」の「後期選抜」の志願資格を有する者は、「ア」として『「(1) 前期選抜」のアからウまでのすべてに該当する者』「イ 県内の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の前期選抜を受検した者のうち、入学が決まらなかった者」「ウ 特別支援学校が実施する後期選抜に係る『特別支援学校への志願資格を確認するための相談』を済ませた者」とします。

「2」の「募集人数」につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、今後、志願資格に該当し特別支援学校への入学を希望する志願者数を把握した上で、教育長が別に定めることとさせていただきます。

ページをおめくりいただき、2ページをごらんください。「3」の「志願日程」につきましては「(1)」の「志願相談受付期間」、「(2)」の「志願相談期間」、「(3)」の「願書配付期間」から「(4)」の「募集期間（願書受付期間）」については、前期選抜、後期選抜ともに、「(1)」から「(4)」までにお示しした日程で実施いたします。後期選抜につきましては、前期選抜で合格者が募集人数に満たない場合のみ、後期募集を実施し、後期選抜を実施します。

3ページをごらんください。「4」の「志願手続」に必要な書類につきましては、「(1)」から「(4)」までのとおりでございます。

「5」の「併願の禁止」につきましては、県立特別支援学校も含め、ごらんのとおりでございます。

「6」の「志願変更」につきましては、志願調整期間内に、募集人数より志願者が少ない学校への変更に限り認めるものとします。その際には、指定された書類を新しい志願先に提出し、願書提出時に簡易な教育相談を受けることとします。

「7」の「選抜の日時及び場所」につきましては、前期選抜は令和2年12月3日、木曜日に、志願先の特別支援学校で受験することといたします。前期選抜で合格者が募集人数に満たないときのみ、後期募集を実施しますが、その日時・場所につきましてはごらんのとおりでございます。予備日につきましては、前期、後期ともごらんのよう学校が指定してまいります。

4ページをごらんください。「8」の「抽選の実施」につきましては、後ほど御説明いたします。

「9」の前期選抜の内容につきましては、「学力検査」「体力・運動能力検査」「面接」等を実施いたします。後期選抜につきましては学校長が指定するものとします。

「10」の「選抜結果の通知」、「11」の「入学の許可」、「12」の「入学手続」につきましてはごらんのとおりでございます。

「13」の「その他」につきましては後ほど御説明いたします。

5ページをごらんください。各特別支援学校の知的障害教育部門前期選抜の指定地域・調整地域について御説明いたします。川崎市におきましては、通学時間や通学方法の状況、各学校のスクールバスの運行状況などを勘案し、受検を可能とする指定地域と調整地域を指定し、募集を行っているところでございます。

田島支援学校につきましては中原区を調整地域とし、中央支援学校につきましては麻生区を調整地域とし、それぞれの区からの受検も可能としているところでございます。

次に、受検者数が募集人数を上回った場合の抽せんの実施について、御説明いたします。この抽せんの方法は、県と同様の方法でございます。

5ページ中段の右側をごらんください。前期選抜におきまして、受検者を「a」から「d」に区分して抽せんの対象を絞ってまいります。「a」は「指定地域内の居住者で療育手帳A1・A2の取得者」、「b」は「指定地域内の居住者で療育手帳B1の取得者」、「c」は「指定地域内の居住者で療育手帳B2の取得者」、「d」は「指定地域内の居住者でa、b、cに該当しない者及び調整地域内の居住者」とします。

左側の図の「①」をごらんください。a、b、c、dの受検者の合計が、それぞれの学校が定める募集人数以下であれば、抽せんを実施しません。しかし、「②」のように、a、bの合計が募集人数を上回った場合は、bの受検者に対し抽せんを行います。「③」のようにa、b、cの合計が募集人数を上回った場合には、cに対し、「④」のようにa、b、c、dの合計が募集人数を上回った場合には、dの受検者に対し抽せんを行います。田島支援学校及び中央支援学校の前期選抜において、抽せんに漏れた受検者につきましては、後期選抜を受検することができます。

6ページをごらんください。次に「後期選抜」についてでございます。後期選抜は、前期選抜の合格者が募集人数に満たない学校にのみ実施いたします。後期選抜におきましても、志願者数が募集人数を上回った場合には抽せんを実施します。後期選抜につきましては、「ア」は「川崎市内の居住者で療育手帳の取得者」「イ」は「市内の居住者でアに該当しない者」としております。

「①」のように、ア、イの合計が募集人数以下であれば抽せんは実施しません。「②」のようにアが募集人数を上回った場合には、アに対し抽せんを実施し、「③」のようにア、イの合計が募集人数を上回った場合には、イに対し抽せんを実施いたします。

4ページにお戻りください。「13」の「その他」でございますが、「*」の2つ目、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は、特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局学校教育部指導課支援学校担当に、必ず事前相談をしていただくこととします。また、状況により希望に添えない場合がありますので、このことについて記載をさせていただいております。

続きまして、「議案第8号」をごらんください。「令和3年度 川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について」御説明いたします。

はじめに、川崎市立中央支援学校高等部分教室について説明させていただきます。中央支援学校高等部分教室は、市立聾学校内に平成23年度に開設され、社会人として、企業就労を含め、自立した生活を送っていくための社会性・自己管理能力・豊かな心を育てることを目標に、地域や時代のニーズに合った教育を実施しております。

それでは、1 ページ目、「1」の「志願資格」をごらんください。前期選抜の志願資格を有する者は、「次の（1）のアからカまでのすべてに該当する者」としており、特に、「ウ 軽度の知的障害等がある者」では、「療育手帳B 2 を取得できる程度の者」、「エ」では「集団学習が可能であり、将来、企業等への就労を希望する者」、「オ」では「自力で通学できる者」としております。後期選抜の志願資格を有する者は、「（2）のアからウまでのすべてに該当する者」といたします。

「2」の「募集地域及び募集人数」につきましては、川崎市全域を募集地域とし、募集人数は、他の特別支援学校同様、教育長が別に定めます。

2 ページをごらんください。「3」の「志願日程」につきましては、ごらんとおりでございます。3 ページをごらんください。「4」の「志願手続」、「5」の「併願の禁止」、「6」の「志願変更」、「7」の「選抜の日時及び場所」は記載のとおりでございます。4 ページ目をごらんください。「8」の「選抜の内容」につきましては、「学力検査」「運動能力検査」「作業能力検査」「日常生活能力検査」「面接」等としています。

「9」の「選抜結果の通知」は記載のとおりでございます。

「10」の「選抜結果の開示」につきましては、申請があった場合には、選抜結果の各項目別配点、本人の各項目別得点について開示の対象とします。

「11」の「入学の許可」から「13」の「その他」までは記載のとおりでございます。

続きまして、「議案第9号」をごらんください。「令和3年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」御説明いたします。

1 ページ目、「1」の「志願資格」についてでございますが、「次の（1）から（4）のすべてに該当する者」といたします。ただし、「（3）」については、「ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても、歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者」、「イ 肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者」のいずれかに該当する者いたします。

「2」の「募集地域及び募集人数」につきまして、募集地域は、川崎区、幸区の一部となります。募集人数につきましては教育長が別に定めるものとさせていただきます。

「3」の「志願日程」の「（1）」の「志願相談受付期間」は記載のとおりです。

2 ページをごらんください。「（2）志願相談期間」から「（4）募集期間（願書受付期間）」までは記載のとおりでございます。「4」の「志願手続」、「5」の「併願の禁止」、「6」の「選抜の日時及び場所」、「*」の「選抜予備日」は、記載のとおりです。

3 ページをごらんください。「7」の「選抜の内容」につきましては、「学力検査」「体力検査、体幹・上肢・下肢の運動能力検査」「面接」等がございます。

「8」の「選抜結果の通知及び通知日」から、「11」の「その他」までは記載のとおりでございます。

続きまして、「議案第10号」をごらんください。「令和3年度 川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」御説明いたします。

訪問教育とは、通学することが困難な生徒に対して、教員が自宅等を訪問し、教育を行うものでございます。

1 ページ目、「1」の「志願資格」につきましては、「次の（1）から（4）までのすべてに該当する者」でございますが、特に「（3）」では、「重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続し、医療若しくは

生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者」としております。

「2」の「募集地域」は、川崎区と幸区の一部、「募集人数」は教育長が別に定めるものといたします。

「3」の「志願日程」の「(1) 志願相談受付期間」から、2ページの「(2) 志願相談期間」から「(4) 募集期間（願書受付期間）」までは記載のとおりでございます。4の「志願手続」から「6」の「志願変更」までは記載のとおりでございます。

「7」の「選抜の日時及び場所」につきましては、学校へ来校することが困難な場合も想定されますので、校長が指定する日時及び場所といたします。

3ページをごらんください。「8」の「選抜の内容」から「12」の「その他」までは記載のとおりでございます。

続きまして、「議案第11号」をごらんください。「令和3年度 川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について」御説明いたします。

1ページ目、「1」の「志願資格」を有する者は、「次の(1)から(4)までのすべてに該当する者」としておりまして、「(1)」では、平成29年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた者」「(2)」では、「原則として本人及び保護者が市内に居住する者」「(3)」では、「両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者」「(4)」では、「市立聾学校が実施する『志願資格を確認するための相談』を済ませた者」としております。

なお、「(2)」におきまして「原則として」という表現を使用したのは、聾学校は県内に4校しかないため、横浜市に在住する聴覚障害幼児のうち、川崎市に近く、横浜市立ろう特別支援学校へ通うことが困難な者が入学する場合があるためでございます。また、逆に本市の聴覚障害幼児が、横浜市立ろう特別支援学校や神奈川県立平塚聾学校に入学する場合もあり、神奈川県や横浜市との連携のもとに聴覚障害教育が行われているところでございます。

「2」の「募集地域」につきましては、さきの理由で、原則として川崎市全域としております。

「3」の「募集人数」は、教育長において別に定めます。

「4」の「志願日程」の「(1) 志願相談受付期間」から、2ページ、そして3ページの「12」の「その他」までは記載のとおりでございます。

最後に、「議案12号 令和3年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱」でございますが、1ページ目「1」の「志願資格」につきましては、「次の(1)から(4)のすべてに該当する者」としており、「(1) 原則として本人及び保護者が市内に居住する者」「(2) 中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者」「(3) 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者」「(4) 市立聾学校が実施する『志願資格を確認するための相談』を済ませた者」としております。

「2」の「募集地域」は、原則として川崎市全域としております。「原則」としたことにつきましては、幼稚部の募集と同じ理由でございます。

「3」の「募集人数」は、普通科、ライフクリエイト科ともに、教育長が別に定めます。ライフクリエイト科は、生徒の障害状況や多様な進路希望にも柔軟に対応するために、パソコンの技

能習得にも力を入れながら、環境・福祉・リビングデザイン等の広がりを持った教育課程を実施しております。

1 ページの下段の「4 志願日程」から、2 ページ、そして、3 ページの「1 2」の「その他」までは記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

これらの要綱につきましては、神奈川県教育委員会の方針を踏まえ、提案させていただいております。御審議よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

それでは、御質問等、議案第7号から12号まで一括して御質問等があれば、まずはお願いしたいと思います。

高橋委員。

【高橋委員】

議案第7号の1 ページ目の「志願資格」「(1) 前期選抜」「ウ」の「②」の「知的発達の遅滞の程度が(ア)に掲げる程度」と書いてあるんですけど、これ、「(ア)」じゃなくて「①」ですか。

【高山指導課担当課長】

そうですね。失礼しました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

程度が「①」。

【高山指導課担当課長】

「ウ」の「②」のところ、「(ア)」になっているのが「①」です。ありがとうございます。すみません。

【小田嶋教育長】

そこは資料の訂正をお願いいたします。

【高山指導課担当課長】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

中村委員。

【中村委員】

神奈川県とか横浜市と協力をして、例年どおり着実に入学の御準備をしてくださり、ありがとうございます。

それで、2点お伺いしたいのですけれど、基本的にその連携によって全員が入れているという理解でよろしいですかということです。

もう1点は、議案7の5ページ目のところに、万が一、多くなり過ぎた場合には抽せんをするということですが、抽せんってどれぐらい行われているのか。

もう1点ございました。それから、「その他」のところで、「状況により希望に添えない場合があります」と書かれているのですが、具体的にどういうことでしょうかということをお教えください。

【高山指導課担当課長】

今3点につきまして、まず、1点目でございますが、神奈川県と横浜市と川崎市で連携してございますけれども、基本は神奈川県と川崎市というところで、抽せんについては連携をしてございます。

昨年度につきまして、実は抽せんが2事例ございまして、全員を受け入れるというスタンスですので、自宅からほど近い特別支援学校で、後期選抜を実施するところに志願を変更していただいて、お受け入れしていただいたということが昨年度はございました。ここ数年、抽せんの実施ということはなかったんですけれども、昨年度、2事例がございました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【中村委員】

「希望に添えない」というところについては。

【小田嶋教育長】

もう一つの「御希望に添えない」というところについてお願いします。

【高山指導課担当課長】

特別支援学校、知的障害教育部門の高等部への進学者の希望が例年増加しておりまして、いくつか選択肢が広がってはいるんですけれども、やはり特別支援学校の高等部は根強い人気がございます。そういった意味で、中学校3年生、現役生を優先してお受け入れというところを考慮しておりますので、既に卒業されている方につきましては、まずは卒業する中学生を受け入れて、余力がある、余裕がある枠ができましたら、ということですので、希望があつて御相談いただいても、「希望に添えない場合があります」というふうに書かせていただいているところです。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

ほかには御質問はございますか。よろしいでしょうか。

では、それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、1件ずつ行っていきます。

まず、議案第7号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第7号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第8号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第8号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第9号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第9号は原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第10号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第10号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第11号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第12号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第12号は原案のとおり可決いたします。

ありがとうございました。

ここですが、「報告事項 No.2」について、教職員企画課担当課長から発言の訂正があるとのことですので、お願いいたします。

【川合教職員企画課担当課長】

教職員企画課の川合と申します。

「報告事項 No.2」の「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」でございますが、先ほどの私からの説明の修正をしたいと存じます。

この「報告事項 No.2」の資料について、「2 臨時代理を行った日」が、資料では「令和2年6月18日」となっているところ、私のほうから「令和2年6月22日」が正しいと申し上げましたが、規則制定の決裁文書を改めて確認したところ、決裁日が18日、施行日が22日となっております。臨時代理の日付は施行日ではなくて決裁日となりますので、臨時代理を行った日は、資料に記載してあるとおり「令和2年6月18日」が正しいということになります。

したがって、「6月22日」が正しいとした先ほどの私の説明は誤りですので、撤回をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

【小田嶋教育長】

今の点について、よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そういうふうに訂正させていただきます。

この後、非公開の案件に入りますが、その前に休憩を少し取りたいと思います。

5分間休憩ということで、お願いいたします。

(16時45分 休憩)

(16時50分 再開)

<以下、非公開>

8 議事事項Ⅱ

議案第13号 人事について

榎本庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第13号は原案のとおり可決された。

9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(16時52分 閉会)